

南相馬市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	64,941	66,465,278	2,085,244	4,706,602	7.1	7.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

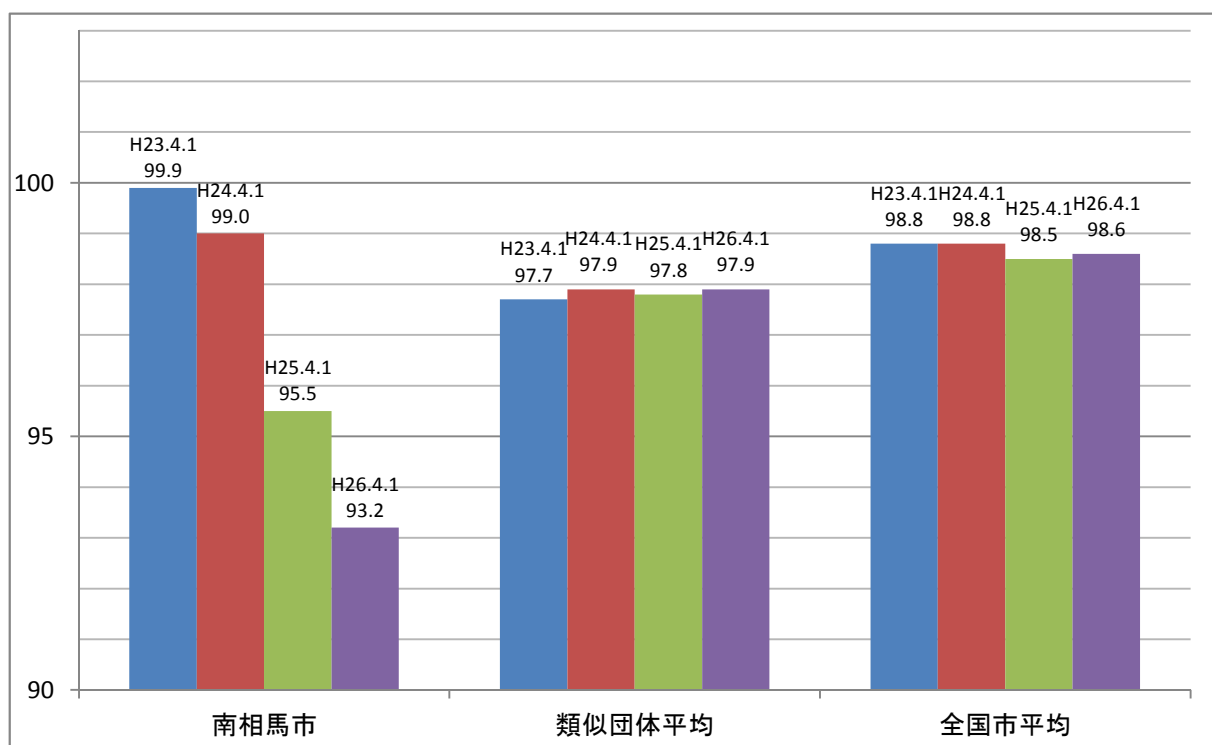
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たりの人件費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
25年度	530	2,070,912	355,782	731,296	3,157,990	5,958	5,815

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。全国に南相馬市と同じ団体は197団体あり、近隣都市については須賀川市、多賀城市・気仙沼市等が該当する

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
26年度	383,560	382,941	619	0.16	0.16	0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
26年度	4.05	3.90	0.15	0.15	4.05	4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表については、人事院勧告に準じた世代間の給与配分の見直しを行うため、若年層については、最大1.5%引き上げる一方、高齢層を中心に最大3.3%引き下げることにより、平均0.5%引き下げました。
 なお、激変緩和措置として、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しております。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しております(医療職給料表(一)を除く)。

②地域手当の見直し

(支給割合)
支給対象外地域です。なお、県外派遣職員については、国基準の支給割合により支給しております。
 (実施時期)
平成27年4月1日。国同様、段階的に支給割合を引き上げることとしております。

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南相馬市	42.2 歳	304,700	364,093 円	325,207 円
福 島 県	42.9 歳	336,500	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632	389,653 円	357,265 円

(注) 国家公務員における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

②技能労務職

区 分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南相馬市	50.6 歳	57 人	326,400 円	358,549 円	344,276 円
うち自動車運転手	57.2 歳	5 人	339,100 円	375,135 円	354,289 円
うち清掃職員	48.4 歳	13 人	307,600 円	374,772 円	347,874 円
うち学校給食員	52.0 歳	17 人	345,500 円	353,946 円	346,811 円
うちその他	49.3 歳	22 人	320,000 円	348,751 円	337,916 円
福 島 県	53.4 歳	283 人	369,700 円	414,461 円	389,429 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
南相馬市	50.7 歳	392,600 円	416,443 円
うち幼稚園教育職	50.8 歳	376,400 円	388,344 円
うちその他教育職	50.3 歳	444,400 円	509,400 円
福 島 県	47.3 歳	409,300 円	450,813 円
類似団体	40.1 歳	302,285 円	332,987 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		南相馬市	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高 校 卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,400 円	144,500 円	- 円
	中 学 卒	- 円	136,100 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	250,036 円	353,113 円	372,279 円	404,227 円
	高 校 卒	208,333 円	314,263 円	325,967 円	326,880 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	271,817 円	299,250 円	315,767 円

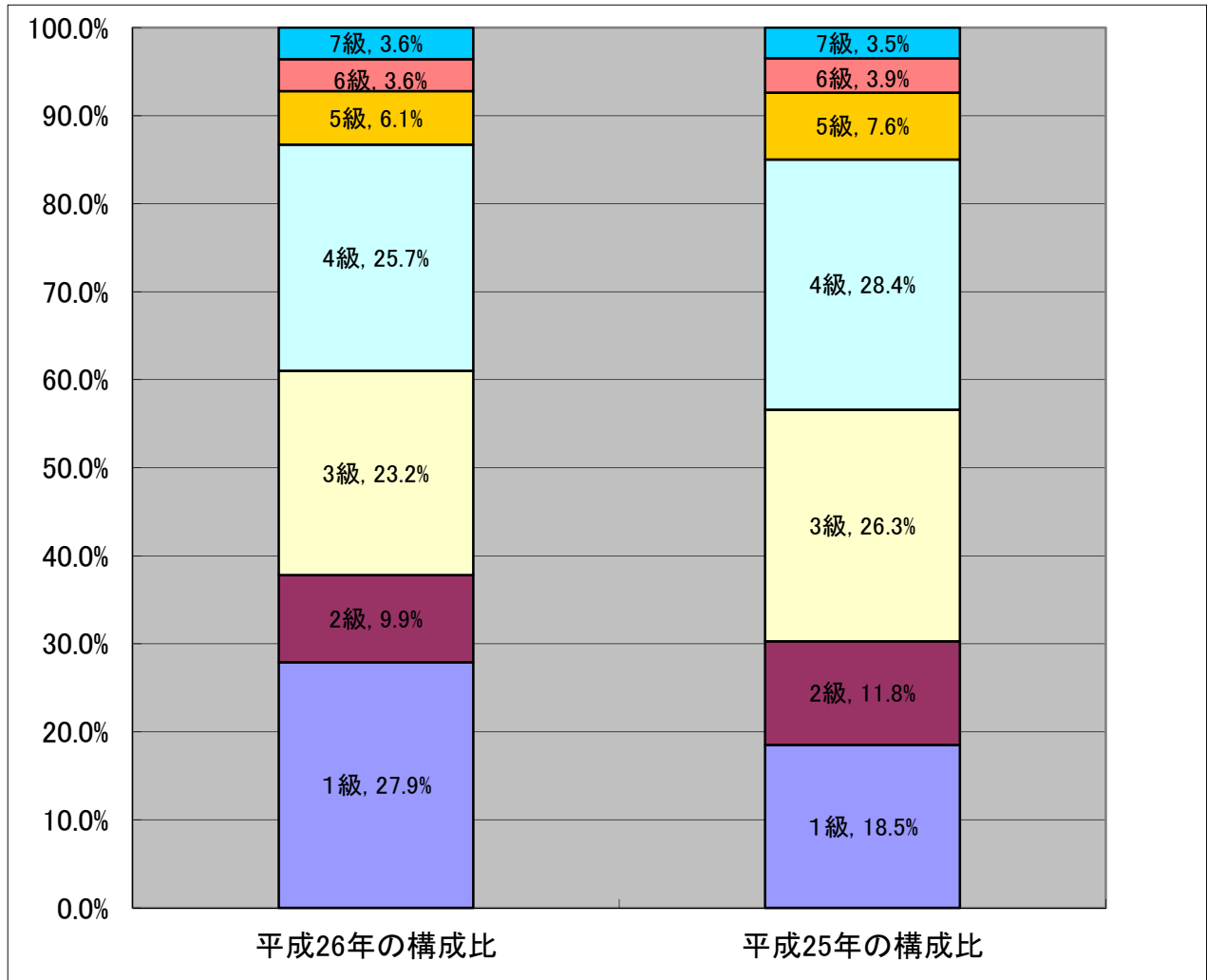
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	132 人	27.9%	137,900 円	247,900 円
2 級	副主査	47 人	9.9%	188,900 円	313,700 円
3 級	係長・主査	110 人	23.2%	226,700 円	361,500 円
4 級	課長補佐・係長・主査	122 人	25.7%	266,400 円	406,800 円
5 級	課長・主幹	29 人	6.1%	294,300 円	418,700 円
6 級	部次長・総括参事	17 人	3.6%	326,200 円	438,400 円
7 級	区役所長・部長	17 人	3.6%	372,300 円	464,700 円
計		474 人	100.0%		

(注) 1 南相馬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

1 勤務成績の評定の実施状況
 今後の予定としまして、平成27年度に試行を再開し、平成28年度に制度導入することとしております。

2 昇給への勤務成績の反映状況
 現在、人事評価制度の試行及び制度導入を延期しており、昇給への反映は行っていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南相馬市	福島県	国
1人あたり平均支給額（平成25年度） 1,352 千円	1人あたり平均支給額（平成25年度） 1,639 千円	—
（平成25年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.40）月分 （0.65）月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.40）月分 （0.65）月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

南 相 馬 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
1人当たり平均支給額 3,442 千円 24,353 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		19,946 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		1,108 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	16 %	0 人	18 %
医 師	15 %	14 人	15 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		93.2	
(ラスパイレス指数)		(93.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		139,356 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		696,780 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)		25.4 %	
手当の種類 (手当数)		5 種	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (H25決算)	左記職員に対する支給単価
医療職員の特殊勤務手当	病院に勤務する院長	2,400 千円	月額100,000円~200,000円
	病院に勤務する副院長	1,200 千円	月額 50,000円~100,000円
	病院に勤務する医師	千円	月額 50,000円~280,000円
		71,951	月額 280,000円以内 1回6,500円
死体処理等手当	福祉施設等に勤務する職員	76 千円	1件300円~4,000円
交代制夜間勤務手当	深夜において勤務する職員	33,598 千円	1回2,000円~6,200円
東日本大震災等対処手当	指定区域内で業務従事する職員	295 千円	1回1,000円~2,000円
	指定区域内で殺処分補助をする職員	— 千円	1回1,500円
看護職員の特殊勤務手当	基準日に病院に勤務する看護職員	29,836 千円	年額266,000円
	新規採用看護職員のうち、採用日以前に特定地域居住していた者	— 千円	月額71,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	148,336 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	280 千円
支給実績 (平成24年度決算)	143,430 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	291 千円

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 (親族のうち1人まで) 特定期間の加算 5,000円 	同		千円 60,352	円 221,070
住居手当	家賃20,500円以上 家賃額-9,500円 上記以上52,500円未満 $(\text{家賃額}-20,500) \times 1/2 + 11,000$ 家賃52,500円以上 27,000円	一部異なる	基準となる家賃月額等について異なる	千円 24,386	円 286,894
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 2,000円～29,900円/月 (2) 公共交通機関使用者 6ヶ月定期券の価格により一括支給	一部異なる	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者等 手当の上限額について異なる (運賃等相当額が55,000円を超えた場合、超えた額の1/2を加算) 交通用具利用者 交通用具利用者の距離区分及び手当額について異なる 	千円 34,648	円 84,714
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める職にある職員に支給	一部異なる	部長職 72,800円 部次長職 60,700円 参事職 51,400円 課長職 41,000円 主幹職 40,800円	千円 40,519	円 623,369

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市区町村長	1,000,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	790,000円	1,000,000 円 /	440,000 円
報酬	議長	416,700円 (463,000円)	698,000 円 /	310,000 円
	副議長	365,400円 (406,000円)	620,000 円 /	245,000 円
	議員	346,500円 (385,000円)	560,000 円 /	222,000 円

期末手当	市区町村長	(平成25年度支給割合) 6月期 1.40月 12月期 1.50月 計 2.9月
	副市長	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
	議長	(平成25年度支給割合) 6月期 1.40月 12月期 1.50月 計 2.9月
	副議長 議員	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
退職手当	市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 100分の50×在職月 12,000,000円 任期毎に支給
	副市長	100分の30×在職月 11,376,000円 任期毎に支給
	備考	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

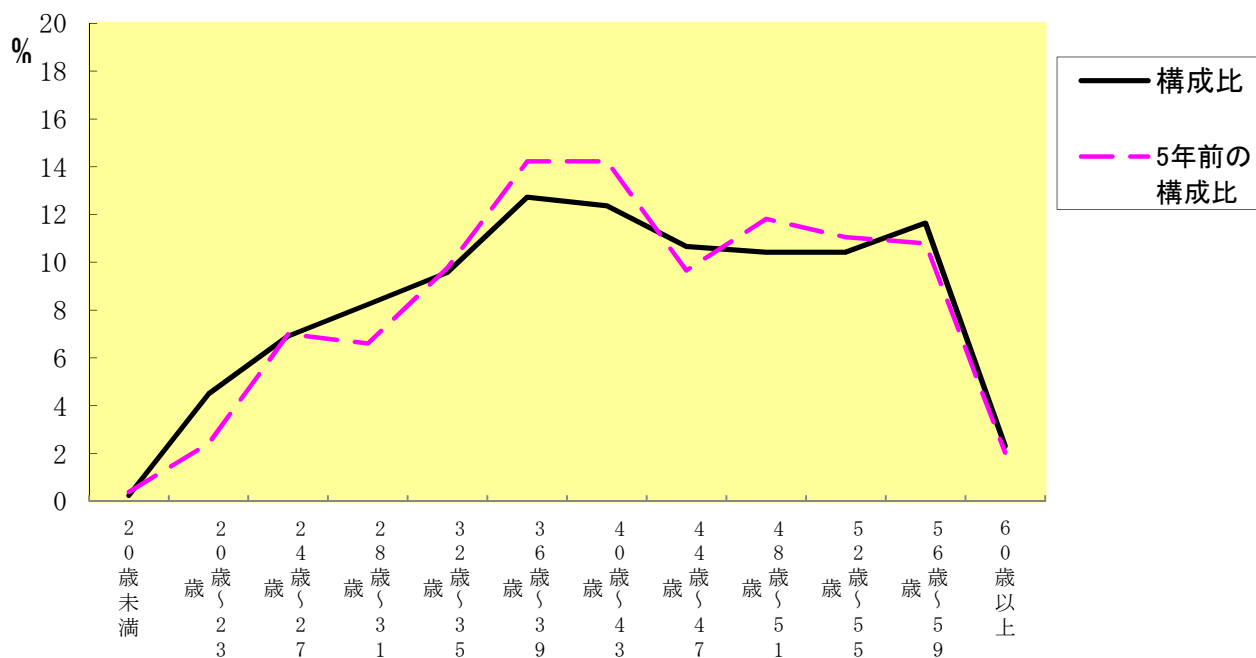
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	129	144	15	組織及び業務見直しによる増
		税務	31	31	0	
		民生	68	71	3	組織及び業務見直しによる増
		衛生	65	80	15	〃
農水		31	39	8	〃	
商工		23	24	1	〃	
土木	82	77	△5	〃による減		
	計	435	472	37	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)	
	教育部門	96	92	△4	組織及び業務見直しによる減	
	小計	531	564	33	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)	
公営企業等部門	病院	198	204	6	組織及び業務見直しによる増	
	水道	17	14	△3	組織及び業務見直しによる減	
	下水道	16	16	0		
	その他	25	27	2	組織及び業務見直しによる増	
	小計	256	261	5		
合 計		787 [957]	825 [957]	38 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.19 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
26年職員数	2人	37人	57人	68人	79人	105人	102人	88人	86人	86人	96人	19人	825人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数（率）	
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	増減数	率
一般行政	446	418	403	399	435	472	26	5.8
教育	132	127	124	95	96	92	△ 40	△ 30.3
消防	-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	578	545	527	494	531	564	△ 14	△ 2.4
公営企業等会計計	303	304	302	245	256	261	△ 42	△ 13.9
総合計	881	849	829	739	787	825	△ 56	△ 6.4

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	平成24年度の 総費用に占める 職員給与費比率
25年度	千円 723,072	千円 280,625	千円 116,378	% 16.1	% 16.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 18	千円 55,372	千円 7,165	千円 19,083	千円 81,620	千円 4,534	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南相馬市	40.5 歳	315,862 円	455,917 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、市町村（政令指定都市を除く）公営企業の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南相馬市水道事業		普通会計（南相馬市）	
1人当たり平均支給額（25年度） 1,060 千円		1人当たり平均支給額（25年度） 1,352 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

南相馬市水道事業			普通会計（南相馬市）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	3,442 千円	24,353 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2,990 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	166,111 円
支給実績（24年度決算）	2,969 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	164,944 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		2,516 千円	223,714 円
住居手当	〃	同		— 千円	— 円
通勤手当	〃	同		1,055 千円	81,138 円
管理職手当	〃	同		361 千円	361,000 円

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業については、該当する職員が少ないため公表しません。

制度等は、水道事業職員と同じです。

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	平成24年度の 総費用に占める 職員給与費比率
25年度	千円 1,521,104	千円 -466,311	千円 61,998	% 4.1%	% 4.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費23,283千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 E		
25年度	人 12	千円 43,811	千円 7,102	千円 15,235	千円 66,148	千円 5,512	千円 6,093

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南相馬市	40.6 歳	308,684 円	456,817 円
団体平均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は、市町村（政令指定都市を除く）公営企業の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南相馬市水道事業		普通会計（南相馬市）	
1人当たり平均支給額（25年度）		1人当たり平均支給額（25年度）	
1,270 千円		1,352 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分
(1.40) 月分	(0.65) 月分	(1.40) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

南相馬市下水道事業			普通会計（南相馬市）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	3,442 千円	24,353 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2,893 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	241,083 円
支給実績（24年度決算）	6,104 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	508,667 円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		1,715 千円	2,144,338 円
住居手当	〃	同		1,507 千円	301,240 円
通勤手当	〃	同		480 千円	68,543 円
管理職手当	〃	同		488 千円	488,000 円

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	平成24年度の 総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	3,929,920	238,816	1,847,972	47.0	48.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 E		
25年度	254 人	千円 725,501	千円 291,741	千円 260,034	千円 1,277,276	千円 5,029	千円 6,718

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南相馬市	39.8 歳	334,174 円	511,825 円
うち医師	44.2 歳	808,885 円	1,490,400 円
うち看護師	39.4 歳	303,560 円	448,004 円
うち事務職員	40.3 歳	303,115 円	462,750 円
団体平均	40.3 歳	320,356 円	558,020 円
うち医師	44.4 歳	560,530 円	1,380,815 円
うち看護師	38.7 歳	283,693 円	449,098 円
うち事務職員	43.3 歳	324,843 円	496,446 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南相馬市病院事業		普通会計（南相馬市）	
1人当たり平均支給額（25年度）		1人当たり平均支給額（25年度）	
1,024 千円		1,352 千円	
（25年度支給割合）		（25年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分
（ 1.40 ）月分	（ 0.65 ）月分	（ 1.40 ）月分	（ 0.65 ）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

南相馬市下水道事業			普通会計（南相馬市）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額	2,845 千円	18,708 千円	1人当たり平均支給額	3,442 千円	24,353 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	87,740 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	345,433 円
支給実績（24年度決算）	71,903 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	283,083 円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		15,562 千円	202,093 円
住居手当	〃	同		7,295 千円	243,167 円
通勤手当	〃	同		10,611 千円	71,214 円
管理職手当	〃	同		9,207 千円	836,913 円